



「法テラス」とは何ですか？

法テラス八雲法律事務所 弁護士 小松 真優
(函館弁護士会所属)

■これまでの通信をご覧の方はご存じかと思いますが、法テラス八雲の弁護士に交代がありました。この機会に、改めて、「法テラス」について、紹介したいと思います。

■「法テラス」は、いつでもどこでも、法律問題の解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるようにしようという構想のもと、平成18年に設立された法務省所轄の公的な法人です。法テラスは、弁護士が少ない地域には法律事務所をつくり、「司法過疎」解消への取り組みも行っており、法テラス八雲法律事務所は、この取り組みの一環で設立された法律事務所です。

■「法テラス」は、法律事務所としての業務以外にも、国の機関として、司法サービスを提供するという業務を行っています。それが、「情報提供」です。「情報提供」とは、生活上の法的なトラブルに対し、解決に役立つ情報を電話やメールでご案内するサービスです。電話での窓口として「法テラス・サポートダイヤル」(0570-078374)があります。また、ホームページでもお悩み別にQ&Aを公開しています。後見制度ってどんな制度なのか知りたい場合や、離婚するか迷っているけど、手続の流れだけは知っておきたいという場合など、一般的な質問をしたいときには、ぜひご利用ください。

■そして、もう一つ軸となる業務が、「民事法律扶助(無料法律相談等)」です。収入や預貯金が一定額より少ない場合には、一つの案件について3回まで、無料で法律相談をすることが出来ます。離婚や相続、借金などの相談について、弁護士、司法書士が、話を聞いたうえで、問題を整理し、具体的な解決方法を提案します。当事務所でも、この制度を利用した相談ができます。制度利用ができるかどうか、お悩みの場合にも、一度お問い合わせください。

■また、ご高齢の方や障がいを抱えておられる方で、事務所まで赴くことが困難な方については、弁護士が直接、ご本人の自宅や入所施設、病院などへ出張して法律相談を行う「出張法律相談」も実施しています。

■さて、当事務所では、各種法律相談を受け付けています。「法的トラブルに巻き込まれてしまった」という場合はもちろん、「自分の抱えている問題が法律問題か分からないけれど、不安である」という場合であっても、気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所(050-3333-8366)」まで相談予約のお電話をお寄せください。

八雲警察署からお知らせ

警察官採用試験について

○受付期間

・令和7年7月1日(火)～8月15日(金)まで

○第1次試験

・令和7年9月21日(日)

○第2次試験

・令和7年10月下旬～11月上旬

詳しくは、『北海道警察本部採用センター0120-860-314』または最寄りの警察署・駐在所等にご確認ください。



【問い合わせ先】函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110